

平成29年度 第1回

帯広市行政不服審査会概要

平成30年3月1日開会（13：30）

平成30年3月1日閉会（14：40）

○議事日程及び会議に付した事件

日程	事件番号	内容等
1	協議案 1	平成29年度市民税・道民税特別徴収額の決定に対する審査請求について

◇出席委員

千々和 博志、岡崎 まゆみ
本庄 雅人

◇出席事務局職員

中橋 大介、持田 悠太
会議を開いた場所

帯広市役所 10階第2会議室

（帯広市西5条南7丁目1番地）

（13時30分）

議事概要

諮問第1号 平成29年度市民税・道民税特別徴収額の決定に対する審査請求について

諮問第1号事件について、審理員による審理手続及び審査請求の内容に係る審査を行った結果、次のとおり答申すると判断がなされた。

〈審査請求の概要〉

- 確定申告をしたときと、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用したときとで、寄附金税額控除額に大きく差が生じる場合において、帯広市が、寄附金税額控除額を調整せずに行った、平成29年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収額の決定（以下「本件処分」という。）は、不当であるとして、審査請求が行われたもの

〈審査会の判断〉

○ 結論

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却すべきものとする、審査庁の意見は妥当である。

○ 理由

- 審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 税額の計算結果は、所得税法や地方税法に基づくものであり、その算出においては、違算は認められない。

- ・ 寄附金税額控除額の算出方法については全て法律において規定されており、帯広市が寄附金税額控除額を調整できるとする規定は存在しない。
よって、帯広市が事前に調整する余地はなく、寄附金税額控除額を調整せずに本件処分を行ったことが、不当であるとする主張には理由がない。
- ・ 審査請求人の主張のうち、寄附金税額控除額に差が生じうることに関して、制度の周知が不十分であることについては、帯広市においても問題意識を持ち、十分に検討されるべきことが望まれる。

※ 審査請求に関する事項のため、諮問第1号の審査及び資料については非公開とし、本議事概要においても、詳細は記載しない。

※ 審査会が帯広市長に行った答申の内容については、別途、帯広市のホームページにおいて公開している。

(14時40分)